

財産目録
平成29年03月31日現在

別紙4

法人：社会福祉法人 下妻市社会福祉協議会
事業：法人全体

1 / 2
(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
資産の部						
1 流動資産						
現金預金	常陽銀行下妻支店	-	運転資金として	-	-	105,672,581
	常陽銀行下妻支店	-	共同募金配分事業	-	-	35,072,417
	常陽銀行下妻支店	-	小口資金貸付金	-	-	503,646
事業未収金	通所介護事業所他	-	2.3月分介護報酬等	-	-	47,066,410
立替金	共同募金配分事業サービス区分	-	家賃等	-	-	279,086
前払金	共同募金配分事業サービス区分	-	家賃等	-	-	208,464
仮払金	法人運営事業サービス区分	-	消費税・地方消費税中間納付分等	-	-	437,276
流動資産合計						189,239,880
2 固定資産						
(1) 基本財産						
定期預金	常陽銀行下妻支店他	-	寄付者により社会福祉法人の基本金に指定	0	0	4,000,000
基本財産合計						4,000,000
(2) その他の固定資産						
建物	地域福祉事業拠点 物置3台 本城町3-13	-	法人事務局用物置等	1,307,181	941,543	365,638
	地域福祉事業拠点 トイレ 修繕 本城町3-13	-	法人事務局用トイレ修繕	467,250	138,265	328,985
	下妻社協ケアセンター拠点 物置2台 別府545	-	訪問介護事業用物置	493,269	474,723	18,546
	収益事業拠点区分 物置1 台 別府545	-	福祉用具貸与事業用物置	413,973	401,552	12,421
車輛運搬具	日産 キャラバン他10台	-	社会福祉事業に使用	15,103,900	14,608,002	495,898
器具及び備品	介護テーブル・イス他51点	-	社会福祉事業に使用	25,759,251	23,763,027	1,996,224
ソフトウェア	法人事務局 ソフトウェア 1点	-	マイナンバー管理	216,000	21,600	194,400
長期貸付金	小口資金貸付 56件	-	小口資金貸付金	0	0	2,573,000
退職手当積立基金預け 金	全国社会福祉協議会 職員3 4名分	-	退職積立金	0	0	122,875,830
福祉基金積立資産	常陽銀行下妻支店他	-	将来における福祉会館等の 建設資金	0	0	50,011,903
ボランティア基金積立資産	常陽銀行下妻支店他	-	ボランティア活動の資金	0	0	30,003,962
交通遺児基金積立資産	常陽銀行下妻支店	-	交通遺児に関する事業の資 金	0	0	1,160,966
修繕積立資産	常陽銀行下妻支店他	-	福祉センター「シルビア」 のボイラー修繕費等	0	0	17,000,000
備品等購入積立資産	常陽銀行下妻支店他	-	通所介護事業所入浴設備等 の費用	0	0	18,000,000
人件費積立資産	常陽銀行下妻支店他	-	介護保険、障害者自立支援 事業に従事している職員の	0	0	40,002,400
その他の固定資産	地域福祉事業拠点区分他 2 件	-	リサイクル料	0	0	15,840
その他の固定資産合計						285,056,013
固定資産合計						289,056,013
資産合計						478,295,893
負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	1~3月分退職積立金他	-		-	-	22,688,434
預り金	自動販売機設置事業 分 7社	-		-	-	1,500,323
流動負債合計						24,188,757
2 固定負債						
退職給付引当金	全国社会福祉協議会	-		-	-	134,529,170
固定負債合計						134,529,170
負債合計						158,717,927

財産目録
平成29年03月31日現在

法人：社会福祉法人 下妻市社会福祉協議会
事業：法人全体

2 / 2
(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
差引純資産						319,577,966

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。